

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて …………… 1
- ・第 60 回全国保育研究大会 フリー発表分科会の応募締切を 7 月 14 日まで延長！………… 3
- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による仕事・子育て両立支援事業の創設について …………… 3
- ・平成 28 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集期間延長のご案内………… 5

平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて

平成 28 年 6 月 17 日付で、内閣府・文部科学省・厚生労働省は、事務連絡「平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて」を都道府県宛に発出しました。

本ニュースNo.15-28（平成 28 年 3 月 25 日号）で、処遇改善等加算の平成 28 年度における取扱いが追って発出される旨お知らせしておりましたが、今般、【資料 1-1】のとおり示されました。以下枠内に主な内容を抜粋いたします。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日）【資料 1-2】及び平成 27 年 8 月 28 日付け事務連絡【資料 1-3】において、示されており、併せて対応等ご確認ください。

平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて（抜粋）

1. 平成 28 年度の公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準について

国家公務員給与改定に伴う人件費改定率について、平成 26 年度が 2.0%、平成 27 年度が 1.9%であることから、平成 28 年度の処遇改善等加算に係る「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」は「3.9%」として、これが確実に賃金に反映されるよう取り扱うこととする。

2. 個々の職員の勤続年数の算定について

～施設・事業所が廃園しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合には、雇用保険の加入履歴や年金定期便の写しなど、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えない。

また、これらの資料等によっても勤続年数を確認できないことについて合理的な理由があると考えられる場合には、確認できる期間のみで算定すると勤続年数が相当低くなる恐れがあることから、当該職員について、勤続年数の算定対象となる職員から除外す

ることも可能とする。

なお、過去に勤務した施設・事業所における勤続年数の確認に当たり、平成 27 年度から変更が生じない書類については、提出を省略して差し支えない。

3. 賃金改善要件分による賃金改善に係る留意事項について

① 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額について

「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」は、各施設・事業所の判断により、以下の簡便な算定方法による算定も可能とする。

(簡便な算定方法)

基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額

$$= \text{基準年度の一人当たり人件費}^{(\ast 1)} \times (1 + \text{処遇改善等加算(基礎分)上昇率}^{(\ast 2)}) \\ \times \text{当年度の職員数(常勤換算数)}$$

※1 基準年度の一人当たり人件費

$$= \text{基準年度の賃金総額} \div \text{基準年度の職員数(常勤換算数)}$$

※2 処遇改善等加算(基礎分)上昇率

$$= \text{当年度の処遇改善等加算率(基礎分)} - \text{基準年度の処遇改善等加算率(基礎分)}$$

② 賃金改善要件分による賃金改善総額について

「i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金改善後の賃金の総額」から「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計を差し引いて得られる賃金改善総額について、「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計とを比較して、原則としてその3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%とし、キャリアパス要件未達成の施設は1%を減ずることとする。以下同じ。）以上の賃金改善をすること。

ただし、同一の設置者が複数の特定教育・保育施設等を運営し、配分調整を行っている場合には、個々の施設・事業所ではなく、同一の設置者が運営する施設・事業所全体で3%以上の賃金改善をすればよいこと。

なお、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率による賃金改善の実施を求めると、施設の自己負担が生じる場合があることから、この場合、処遇改善通知に定める算式により算定された加算見込額以上の賃金改善を行っていれば、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率を上回るまでの必要はないものとする。

4. 平成 27 年度の実績報告書の取扱いについて

平成 27 年度の実績報告書における「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」の算定は、3. ①の方法により算定することも可能であること。

なお、既に提出した書類について再提出を求めるものではないので留意されたいこと。

第 60 回全国保育研究大会 フリー発表分科会の 応募締切を 7 月 14 日まで延長！

全国保育協議会では、毎年「全国保育研究大会」を開催し、全国からおおよそ 1,700 名の参加者のもと、保育・子育て支援に関する実践者の姿勢を社会にアピールするとともに、今日的な保育・子育て支援の実践ならびに制度等をめぐる課題について幅広く研究協議を行っています。

この「全国保育研究大会」において、保育・子育て支援関係者が自由なテーマで研究発表し、協議・交流を深める場として「フリー発表分科会」を設けており、第 60 回全国保育研究大会においても、下記のとおり実施することといたしました。

この機会にぜひ、日頃の保育・子育て支援に関する研究活動の成果をご発表いただき、子どもを主体とした実践にむけ、多くの参加者と情報共有したく、締切を **7 月 14 日 (木)** まで延長して受け付けます。多くの皆さまのご参画をお待ち申しあげます。

第 60 回全国保育研究大会 フリー発表分科会 研究発表の募集について

1. 発表日：平成 28 年 10 月 13 日 (木) ※第 60 回全国保育研究大会第 2 日目
2. 会場：徳島県徳島市内 (未定) ※会場は、後日ご案内します。
※第 60 回全国保育研究大会のメイン会場は、アスティとくしまです。
3. 発表時間：25 分程度 (研究発表：20 分、質疑応答：5 分)
※応募者の人数により、多少変更する場合があります。
4. 募集内容：保育・子育て支援に関する研究発表
5. 研究発表者の条件
全保協会則第 4 条に定める会員に所属する関係者または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること
6. 応募締切：**7 月 14 日 (木)** ※延長して受付中！
※詳細は、下記に掲載の「フリー発表分科会の募集案内」をご参照ください。
全保協ホームページ「研修会・大会等案内」
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による 仕事・子育て両立支援事業の創設について

平成 28 年 6 月 24 日、内閣府及び厚生労働省は、各都道府県、指定都市、中核市宛てに「仕事・子育て両立支援事業の創設について」事務連絡を発出しました【資料 2】。

本事業の実施に関して特に留意を要請する事項 (以下、枠内に抜粋) が示されたもので、本事業に係る会員におかれましては、ご確認ください。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による
仕事・子育て両立支援事業の創設について（抜粋）

1 保護者等への情報提供

届出事項とされている保育サービスの内容及びその利用者負担額、保育士等の配置数等のほか、連携施設の有無、地域枠の設定状況など企業主導型保育施設の情報については、企業主導型保育助成事業の実施者である協会より都道府県に情報を提供することとしていることから、都道府県は、管内で実施されている利用者支援事業等において活用等が図られるよう管内市町村への当該情報の提供に努めること。

また、市町村は、利用者支援事業などにおいて、保育所等への入所を希望する保護者に対し、当該企業主導型保育施設も含めて案内するなど必要に応じて企業主導型保育事業の積極的な活用を努めること。

なお、子どもが企業主導型保育施設を利用している保護者が、保育所等への入所を希望する場合に、当該企業主導型保育施設を利用していることをもって、保育所等への入所に係る利用調整の過程において不利な取扱いをすることがないように配慮願いたい。

2 都道府県等が実施する保育従事者等に対する研修

都道府県及び市町村は、各自治体において実施する保育従事者等に対する研修について、企業主導型保育施設の設置希望者や企業主導型保育施設等に周知を行い、研修への参加を促すこと。

また、協会において実施する保育従事者等に対する研修（子育て支援員研修）についても積極的に活用されたい。

3 設置を希望する企業等への助言等

都道府県及び市町村は、企業主導型保育施設の設置を希望する企業等から問合せがあった場合は、協会や内閣府、厚生労働省の連絡先を紹介する等の助言を行うこと。

4 連携施設の確保に関する協力

市町村は、企業主導型保育施設が満3歳未満の児童のみを受け入れている場合など卒園後の受け皿の確保が必要な場合であって、当該企業主導型保育施設からの求めがある場合、必要な協力を行うよう努めること。

都道府県は、管内市町村に対して必要な協力・助言を行うこと。

5 その他

上記のほか、今後、必要に応じて、企業主導型保育事業に関し、別途事務連絡を送付することがあること。

※上記のほか、別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業の助成に係る申請について」が添付され、同事業に係る申請手続き等に関する詳細案内がありますので、【資料 2】の事務連絡をご参照ください。

平成 28 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集期間延長のご案内～民間社会福祉事業職員課程・秋期コース～

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、標記通信課程の募集をしています。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格である一方、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの民間社会福祉事業の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として広く準用されており、児童福祉の分野では保育所や児童養護施設などからも例年多くのお申込をいただいております。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

本課程の受講申込期間を、当初の締切日（6月30日）から、平成28年8月1日（月）まで延長いたします。詳しくは受講案内をご覧ください、是非受講をご検討ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

社会福祉主事資格認定通信課程の概要

- (1) 受講期間； 平成28年10月～平成29年9月（1年間）
- (2) 学習内容； 自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料； 87,400円
（添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む（消費税込額））
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格； 社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること。
- (5) 申込期間； 平成28年8月1日（月）当日消印有効
※定員に達し次第締め切る場合があります

<受講案内・申込書のダウンロードはこちらから>

中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/>

【お問合せ先：全国社会福祉協議会・中央福祉学院 TEL. 046-858-1355】